



三重県感染症予防計画の改定及び第8次三重県  
医療計画（新興感染症発生・まん延時における医  
療）の策定にかかる概要について

---

## 1. 感染症予防計画の改定について

2. 第8次三重県医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療）の策定について
3. 医療計画と感染症予防計画の一体的策定について



# 感染症予防計画の改定にかかる背景・根拠

## 背景・課題

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行（パンデミック）は、戦後の日本においても経験したことのない規模の感染拡大となり、医療だけに留まらず、社会全体に大きな影響を与えるものとなった。
- このような新興感染症によるパンデミックを想定した地域医療における役割分担や関係機関の連携体制等が整備されておらず、必要な保健・医療提供体制の確保に時間を要したことから、次の新興感染症の発生・まん延時において、迅速かつ的確に保健・医療提供体制を整備することができるよう、予め準備を進めておくことが必要である。

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年12月9日公布、令和6年4月1日施行）

### ○感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）の一部改正

#### （予防計画）

- ・新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組をふまえ、次の感染症危機に備えるため、都道府県が平時に定める予防計画について、  
①**保健・医療提供体制に関する記載事項を充実する**とともに、②感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める**体制の確保について数値目標を定める**こととし、③**保健所設置市等は都道府県の計画をふまえ新たに平時に予防計画を策定する**こととされた。

#### （医療措置協定等）

- ・新興感染症の発生・まん延時に係る医療提供体制に必要な措置を迅速かつ的確に講ずることができるよう、新型コロナ対応において医療機関等に担っていただいた機能を新興感染症の発生・まん延時にも担っていただくことを想定し、**都道府県知事と医療機関等の管理者の間で病床の確保や発熱外来の実施等の事項について協定を締結する**ことで、必要な医療提供を行う体制を整備することとされた。

### ○その他（地域保健法、医療法の一部改正）

#### （保健所の体制機能や地域の関係者間の連携強化）

- ・新型コロナ対応時に創設したIHEAT（外部の専門職を保健所等の業務支援に活用できる人材バンク）を地域保健法に位置付ける。また、地方衛生研究所等において、専門的な知識・技術を要する試験検査・調査研究等の業務に必要な体制整備等を推進する。

#### （医療計画と予防計画等との整合性の確保）

- ・良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）により、令和6年4月から開始する医療計画の記載事項に「そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療」が盛り込まれることをふまえ、予防計画と医療計画、特措法の都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならないことを規定した。

# 都道府県における感染症予防計画の改定について

保健・医療提供体制に関する記載事項の充実（国の基本指針の改正（R5.5.26）により都道府県感染症予防計画に追加記載が必要な事項）

- 【一部新規】 1 感染症の予防の推進の基本的な方向（任意）
  - 2 地域の実情に即した感染症の発生の予防のための施策に関する事項
  - 3 地域の実情に即した感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
- 【一部新規】 4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
- 【一部新規】 5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 【一部新規】 6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- 【新規】 7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- 【新規】 8 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
- 【新規】 9 宿泊施設の確保に関する事項
- 【新規】 10 外出自粛対象者等の環境整備に関する事項
- 【新規】 11 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項
- 【新規】 12 感染症対策物資等の確保に関する事項（任意）
  - 13 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項（任意）
- 【一部新規】 14 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 【新規】 15 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- 16 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項



## 数値目標の設定

- ① 協定締結医療機関（入院）の確保病床数(※)
- ② 協定締結医療機関（発熱外来）の機関数(※)
- ③ 協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の機関数(※)
- ④ 協定締結医療機関（後方支援）の機関数(※)
- ⑤ 協定締結医療機関（人材派遣）の確保人数(※)
- ⑥ 医療措置協定に基づき个人防护具の備蓄を十分に行う医療機関数(※)
- ⑦ 検査の実施件数（実施能力）(※)、検査設備の整備数
- ⑧ 協定締結宿泊施設の確保居室数(※)
- ⑨ 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数
- ⑩ 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）

※感染症法に基づく協定（県と医療機関等との間で締結）により担保する数値目標

# 保健所設置市等における感染症予防計画の策定について

保健所設置市等（四日市市）における予防計画の策定（国の基本指針の改正（R5.5.26）により予防計画で記載が必要な事項）

- 1 感染症の予防の推進の基本的な方向（任意）
- 2 地域の実情に即した感染症の発生の予防のための施策に関する事項
- 3 地域の実情に即した感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
- 4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項（任意）
- 5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- 7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- 8 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
- 9 宿泊施設の確保に関する事項（任意）
- 10 外出自粛対象者等の環境整備に関する事項
- 11 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項
- 12 感染症対策物資等の確保に関する事項（任意）
- 13 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項（任意）
- 14 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 15 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- 16 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項



数値目標の設定

- ①協定締結医療機関（入院）の確保病床数(※)
- ②協定締結医療機関（発熱外来）の機関数(※)
- ③協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の機関数(※)
- ④協定締結医療機関（後方支援）の機関数(※)
- ⑤協定締結医療機関（人材派遣）の確保人数(※)
- ⑥医療措置協定に基づき個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関数(※)
- ⑦検査の実施件数（実施能力）(※)、検査設備の整備数
- ⑧協定締結宿泊施設の確保居室数(※)（任意）
- ⑨医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数
- ⑩保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）

※感染症法に基づく協定（保健所設置市と医療機関等との間で締結）により担保する数値目標

# 医療機関等との協定締結について

令和4年の感染症法改正により、新興感染症などへの対応を強化するため、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた新興感染症対応にかかる協定を締結する仕組みが法定化された。（令和6年4月1日施行）

## 協定締結にあたっての国の考え方

新型コロナウイルス感染症の発生・まん延時において、各医療機関に担っていただいた機能（入院、発熱外来など）について、新興感染症発生時においても担っていただくことを想定

協定については、これまでの教訓を生かすことのできる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭（※）に各医療機関と十分な協議を行ったうえで締結する。なお、ウイルス特性が想定と大きく異なる新興感染症が発生した際には、協定の内容を見直すなど、機動的な対応を行うことを前提とする。

	協定内容							
	入院	発熱外来	自宅療養者への医療提供	後方支援	人材派遣	個人防護具 ※任意	検査	宿泊
病院	○	○	○	○	○	○	○	
診療所	[ ○ ]	○	○	[ ○ ]	○	○	○	
薬局			○			○		
訪問看護事業所			○			○		
検査機関						○	○	
宿泊施設						○		○

○ 第一種協定指定医療機関  
○ 第二種協定指定医療機関

➤ 協定締結の主体は病院・診療所・薬局、訪問看護事業所、検査機関、宿泊施設



1. 感染症予防計画の改定について
2. 第8次三重県医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療）の策定について
3. 医療計画と感染症予防計画の一体的策定について



# 医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療）の策定について

## 経緯

- 令和2年12月にとりまとめられた「医療計画の見直し等に関する検討会」の報告書「新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方」において、新興感染症は、広く一般の医療連携体制（役割分担・連携）への影響に加えて、発生時期や感染力、病原性などについて事前に予測することが困難であり、これらは災害医療とも共通した考え方という観点から、従来の5事業に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加することが提案された。
- この提案を受け、令和3年の医療法改正により令和6年4月から医療計画に6事業目として加えられることとなった。

## 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方①

（令和2年12月15日 医療計画の見直し等に関する検討会）

### 1. 新興感染症等の感染拡大時における体制確保（医療計画の記載事項追加）

- 新興感染症等の感染拡大時には、広く一般の医療提供体制にも大きな影響（一般病床の活用等）
- 機動的に対策を講じられるよう、基本的な事項について、あらかじめ地域の行政・医療関係者間で議論・準備を行う必要

#### 医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加

- 詳細（発生時期、感染力等）の予測が困難な中、速やかに対応できるよう予め準備を進めておく点が、災害医療と類似  
⇒ いわゆる「5事業」に追加して「6事業」に
- 今後、厚生労働省において、計画の記載内容（施策・取組や数値目標など）について詳細な検討を行い、「基本方針」（大臣告示）や「医療計画作成指針」（局長通知）等の見直しを行った上で、各都道府県で計画策定作業を実施  
⇒ 第8次医療計画（2024年度～2029年度）から追加

#### ◎ 具体的な記載項目（イメージ）

##### 【平時からの取組】

- 感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保（感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペースの整備）
- 感染拡大時を想定した専門人材の確保等（感染管理の専門性を有する人材、重症患者に対応可能な人材等）
- 医療機関における感染防護具等の備蓄
- 院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有 等

##### 【感染拡大時の取組】

- 受入候補医療機関
- 場所・人材等の確保に向けた考え方
- 医療機関間での連携・役割分担（感染症対応と一般対応の役割分担、医療機関間での応援職員派遣等） 等

※ 引き続き、厚生科学審議会感染症部会等における議論の状況も踏まえつつ、記載項目や、施策の進捗状況を確認するための数値目標等について、具体化に向け検討。

#### ◎ 医療計画の推進体制等

現行の取扱いに沿って、各都道府県に対し、地域の実情に応じた計画策定と具体的な取組を促す

- 現行の医療法
  - ・ あらかじめ都道府県医療審議会で協議
  - ・ 他法律に基づく計画との調和
- 現行の医療計画作成指針（局長通知）
  - ・ 都道府県医療審議会の下に、5疾病5事業・在宅医療ごとに「作業部会」、圏域ごとに「圏域連携会議」を設置
  - ・ 作業部会、圏域連携会議、地域医療構想調整会議において、関係者が互いに情報を共有し、円滑な連携を推進
  - ・ 圏域については、従来の二次医療圏にこだわらず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定



## 医療計画に記載が必要な事項

### 1.現状の把握

- 新型コロナウイルス感染症対応の現状把握、振り返り

### 2.圏域の設定

- 県内のそれぞれの地域において新興感染症にかかる必要な医療を受けられるよう圏域を設定

例えば、重症患者や特別な配慮が必要な患者への対応等については都道府県単位で確保するなど、地域の実情に応じて柔軟に体制を構築すること。

### 3.連携の検討

- 外来体制・入院・自宅療養等を含む療養体制について、特別な配慮が必要な患者への対応等の観点も踏まえ、連携体制を検討

### 4.課題の抽出

- 現状分析を行ったうえで、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の課題を抽出

### 5.数値目標

- 上記で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する時間を設定

### 6.施策

- 課題に対応するため、設定した数値目標について、目標を達成するために行う具体的な施策を記載

### 7.評価

- 施策の進捗状況の評価については1年ごと、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況については、少なくとも3年ごとに調査、分析及び評価を行い必要に応じて医療計画を変更

1. 感染症予防計画の改定について
2. 第8次三重県医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療）の策定について
3. 医療計画と感染症予防計画の一体的な策定  
について



# 医療計画と感染症予防計画の一体的な策定について

## 国の考え方

- 令和5年3月、国より、医療計画と政策的に関連が深い他の計画等に定める内容が、医療計画に定める内容と重複する場合には、医療計画とそれらの計画を一体のものとして策定することが可能な旨が示された。また、政策的な関連が深い計画として、感染症予防計画が通知において明記されている状況。

## 医療計画と感染症予防計画の関係性

- 感染症予防計画で記載が求められている内容については、医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療）で記載が求められている内容の多くを包含するものとなっている。



# 医療計画と感染症予防計画の一体的な策定について（事務局案）

## 医療計画と感染症予防計画を一体的に策定するメリット

- 医療計画の策定および感染症予防計画の改定にあたっては、相互に整合性を図ることが求められており、一体的な策定により、両計画の整合性を担保することができる。
- それぞれの計画に記載されている内容を1つの計画に集約化することで、県民・医療関係者等に対し、感染症予防のための施策や新興感染症の発生・まん延時の施策等について、本県の方向性を分かりやすく伝えることができる。
- 医療計画と感染症予防計画を一体的に策定することにより、計画を効率的に策定することができる。



## 事務局案

- 感染症予防計画と医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療）については、一体的に策定することとしてはどうか。
- 具体的には、感染症予防計画及び医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療）における記載項目を整理したうえで、医療計画においてのみ記載が求められている項目については、感染症予防計画に追記を行うこととしたい。

# 医療計画と感染症予防計画の一体的な策定について（事務局案）

## 医療計画と感染症予防計画を一体的に策定した際の記載項目（案）

### 感染症予防計画の記載項目（案）

- 第1 感染症対策推進の基本的な考え方
- 第2 実施機関等の役割
- 第3 本県における感染症患者の発生状況及び新興感染症発生・まん延時における医療等の現状
- 第4 地域の実情に即した感染症の予防のための施策に関する事項
- 第5 地域の実情に即した感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
- 第6 緊急時における国、県内市町および他都道府県等との連絡体制の確保等に関する事項
- 第7 感染症および病原体等に関する情報の収集、調査および研究に関する事項
- 第8 病原体等の検査の実施体制および検査能力の向上に関する事項
- 第9 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第10 宿泊施設の確保に関する事項
- 第11 自宅療養等（外出自粛対象者）の療養生活の環境整備に関する事項
- 第12 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- 第13 感染症対策物資等の確保に関する事項
- 第14 感染症の予防またはまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項
- 第15 感染症に関する人材の養成および資質の向上に関する事項
- 第16 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- 第17 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る数値目標
- 第18 感染症に関する啓発および知識の普及ならびに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
- 第19 予防のための施策を総合的に推進すべき感染症
- 第20 その他の感染症の予防の推進に関する事項

### 第3 本県における感染症患者の発生状況及び新興感染症発生・まん延時における医療等の現状

- 1 本県における感染症の発生状況
- 2 新興感染症発生・まん延時における医療等の現状（新型コロナウイルス感染症への対応状況）

### 第9 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症に係る医療を提供する体制の確保
- 3 新興感染症に係る医療を提供する体制の確保
- 4 結核指定医療機関の整備
- 5 その他の感染症に係る医療を提供する体制の確保
- 6 医薬品等の備蓄

- 1. 現状の把握
- 2. 圏域の設定
- 3. 連携の検討
- 4. 課題の抽出
- 5. 数値目標
- 6. 施策
- 7. 評価

## ご協議いただきたい事項

- 感染症予防計画と医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療）の一体的な策定について、ご意見・ご協議いただきたい。